

船指監第162号
令和2年4月30日

市内 通所系サービス事業所 管理者 様
市内 居宅介護支援事業所 管理者 様

介護保険課長
指導監査課長

市内の通所介護等事業所におけるサービス利用調整等の検討
及び感染症予防対策の確認について（依頼）

現在、船橋市内では、新型コロナウイルス感染症による患者の発生が確認されており、この度、福祉施設の利用者の感染が確認されたところです。

新型コロナウイルス感染症は高齢者が重症化しやすいとされていることから、今後、通所介護等事業所における患者が増加した場合には、国の通知に基づき、高齢者への感染拡大を防止するためサービス提供の縮小や、さらに拡大する場合には休業を要請することも考えられます。

つきましては、下記1の例示等を参考に、通所介護等事業者及び居宅介護支援事業者が連携し、利用者やその家族等と相談の上、対応期間を概ね2週間程度と見込み、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いします。

また、通所介護等事業所においては、日常業務における感染症拡大防止のためには、外部からの新型コロナウイルスの侵入を防ぐことが重要であることから、下記2のとおり、チェックリストに沿って確認し、更なる感染症防止対策の強化をお願いします。

（問い合わせ・提出先）

福祉サービス部 指導監査課 指導監査第三係

電話：047-436-2782

FAX：047-436-2139

E-mail：kaigoshitei@city.funabashi.lg.jp

記

1. サービス提供の縮小に備えたサービス利用の調整の準備の事例

(2週間程度の期間を想定した取組)

- ① 利用者の状況の把握
 - ・利用者の体調、家庭環境、緊急連絡先等を把握する。
- ② サービス利用調整の検討
 - ・利用者ごとの対応を検討する。(通所介護等事業所職員による訪問、他事業所の利用や訪問介護への振り替え、利用回数の削減、介護度の高い利用者を優先、入浴・食事の提供の中止、利用の休止など)
- ③ 家族への説明
 - ・サービス内容に変更があり得ることを、利用者家族に対し、個別に丁寧に説明する。
- ④ 居宅介護支援事業所との協議
 - ・サービス提供の縮小や休業となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所と具体的に協議する。

【通所介護等事業所のみ】

2. 現在の感染症予防対策等について、下記チェックリストを記載いただき、提出をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト (市ホームページ)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html
トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト

【対象チェックリスト】介護・通所系サービス用

○提出期限

令和2年5月8日(金)

○提出方法・提出先

メールの標題を「チェックリストの提出について」にして、下記アドレス宛に提出をお願いいたします。

kaigoshitei@city.funabashi.lg.jp